

家族介護者交流会 家族介護者の皆さんリフレッシュしませんか？

在宅で高齢者等の介護をしている家族介護者を対象に、日帰りの「家族介護者交流事業」を行います。家族介護者相互の交流とリフレッシュを図りませんか？ ぜひ、ご参加ください。

- 【対象者】市内在住で、介護保険の要介護度が要支援1以上の高齢者を在宅で介護している人
- 【行き先】兵庫県姫路市方面
- 【内容】家族介護者の交流、姫路城見学など
- 【日時】2月27日(金)
- 【負担金】一部実費負担があります。
- 【申込期限】2月13日(金)
- 【申込方法】所定の申込用紙で保険課、各地域局へお申し込みください。※申込用紙は、保険課、各地域局、各地域市民センター、各在宅介護支援センター、各居宅介護支援事業所に備えています。
- 【その他】参加当日の被介護者の介護サービスについては、担当のケアマネジャーにご相談ください。



■問い合わせ 保険課地域包括支援係 ☎21-0300

働く婦人の家「介護実技講習会」

高齢期を健やかに迎えるために必要な健康増進の知識や、高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術を習得するための講習会を開催します。

- 【日時】2月28日(土)、3月7日(土)、3月14日(土)
午前10時～午後4時(2月28日(土)のみ、午前9時40分から開校式)
- 【会場】働く婦人の家(中原町1476-1)
- 【講師】日本赤十字社岡山県支部の職員
- 【定員】20人(3日間とも参加できる人に限ります。)
- 【申込方法】2月20日(金)までに働く婦人の家まで電話で申し込んでください。



■問い合わせ 働く婦人の家 ☎22-1650

消費生活展 ～できることから1歩ずつ～

リサイクル作品の展示・販売や架空請求・悪徳商法に注意を促すポスター展示など、賢い消費者になるための消費生活展を開催します。

- 【日時】2月25日(水) 午前10時～午後2時30分
- 【会場】ポルカ天満屋ハピータウン(1階セントラルコート)

■問い合わせ 岡山県消費生活問題研究協議会高梁支部(市民課内) ☎21-0254



高梁駅ふれあい連絡路へ作品を展示

- 【展示名】冠句 【期間】2月1日(日)～2月28日(土)

■問い合わせ 高梁文化協会 ☎22-2125



大塚 里咲さん(川上町地頭)

興譲館高等学校3年

「チームのキャプテンとして、今まで支えてくれた多くの人に、輝いている姿や感謝の気持ちを演技で伝えられるよう、練習してきました。後輩には、全国大会で強いチームと同じ舞台上に立った経験を生かし、もっとチームを強くしてほしいです」

JAPAN CUP 2014 チアリーディング日本選手権大会

(8月22日～24日・東京都)



森迫 あやめさん(成羽町下原)

岡山県作陽高等学校3年

「初めて海外のチームと試合をして、球際やフィジカルの強さを肌で感じました。相手の上回っている部分を、日本は技術と運動量でカバーして戦い、優勝することができました。個人的には課題が多く見えたので、これからしっかりと取り組みたいと思います」

日・中・韓国国際女子サッカー(U・18)大会 優勝

(7月8日～10日・大阪府)



藤田 涼加さん(本町)

F.C吉備国際大学Orange

「初めて海外のチームと試合をして、球際やフィジカルの強さを肌で感じました。相手の上回っている部分を、日本は技術と運動量でカバーして戦い、優勝することができました。個人的には課題が多く見えたので、これからしっかりと取り組みたいと思います」

栄光をたたえます

日・中・韓国国際女子サッカー(U・18)大会

優勝 (7月8日～10日・大阪府)

◆ 在宅医療連携拠点事業通信 ◆ 第12回

■問い合わせ 保険課連携推進係 ☎21-0304

いつまでも自分らしく生きる - 成年後見制度の活用 -

今回の連携通信は、前回に引き続き、司法書士の林忠治先生に「成年後見制度」についてお話を伺ってきました。

「成年後見制度」は聞き慣れない言葉かもしれませんが、判断能力が不十分な方を支える制度です。本人の生活や財産の管理などを、本人の意思を尊重しながら支援します。

「成年後見制度」には二つの制度があります。一つは、将来、判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ「支援してくれる人」や「支援内容」を決めておく「任意後見制度」です。もう一つは、判断能力が不十分になったとき、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に後見人をつけてもらう「法定後見制度」です。

「任意後見制度」は支援内容を後見人予定者と事前に打ち合わせをすることができるので、自分の希望を実現できるというメリットがあります。一方で、親族以外の方が後見人予定者となった場合、依頼者の判断能力の低下を把握しにくいというデメリットがあります。

「法定後見制度」は、判断能力の段階に応じて「後見」「保佐」「補助」の三段階があり、後見人の権限が異なります。法定後見制度では、もし自分が不利益な契約を締結してしまった場合でも、取り消すことができるなどのメリットがありますが、後見人が選任されるまでに時間が掛かるなどのデメリットがあります。

また「複数後見」という、後見人を複数で担う事も可能であり、財産管理と身上監護を分けることで、より専門的な分野でのサポートが実現します。

超高齢社会に突入した日本では、成年後見制度を利用する人の数が増加傾向にあり、その利用価値が認識され始めています。特に、独り暮らしの高齢者が成年後見制度を活用することで、近年多発している詐欺などのトラブルを未然に防ぐことにもつながります。少しでも不安がある方や関心を抱いた方は、司法書士などの専門家にご相談してみたいはいかがでしょうか。

今回は、高梁市家族介護者の会の活動についてお話を伺ってきます。

【インタビュー】吉備国際大学学生調査隊の巨勢 翔さん、横山夏希さん(社会福祉学科3年)



成年後見制度に関するお問い合わせは、地域包括支援センター(☎21-0300)へ。お気軽にご相談ください。